



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

767	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
768	〃	(〃).....	1
769	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	2
770	信太村大字下中土地改良区の解散	(農業農村整備課).....	2
771	県営畑地帯総合整備事業の工事の完了	(〃).....	2
772	林業種苗生産事業者の登録	(森林整備課).....	2
773	公共測量の実施	(技術調査課).....	3
774	道路の位置の指定	(都市政策課).....	3

○ 公安委員会告示

*22	ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定による書面交付等の掲示をする行政庁の事務所の掲示場	3
*23	ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見聴取の期日等の公示をする掲示板の設置場所	4

告 示

和歌山県告示第767号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年7月6日まで縦覧に供する。

平成29年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成29年6月6日

2 名称

特定非営利活動法人紀ノ国就労支援センター

3 代表者の氏名

和田訓昌

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市楠見中24-9

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対する就労継続支援事業および障害児に対する障害児通所支援事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第768号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったの

で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年7月6日まで縦覧に供する。

平成29年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年6月6日

2 名称

特定非営利活動法人三敬福祉会

3 代表者の氏名

片山悟誌

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市桃山町市場186番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）、高齢者及びその家族に対して、地域福祉・地域生活支援に関する事業を行い、地域での社会生活を円滑に、かつ豊かに過ごせるように寄与することを目的とする。

和歌山県告示第769号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250084	サザンクロスたなべ	田辺市朝日ヶ丘14-16 101号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社サザンクロス	有田市野699	平成 29. 6. 30

和歌山県告示第770号

信太村大字下中土地改良区は、平成29年6月16日解散したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第3項の規定により公告する。

平成29年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第771号

県営畑地帯総合整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 事業名 県営畑地帯総合整備事業みなべ地区

2 確定年月日 平成28年4月3日

3 工事を完了した時期 平成29年3月10日

和歌山県告示第772号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録

をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は 名 称	住 所	採 種	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木の育成	名 称	所 在 地
7906	株式会社中川 代表取締役 中川文恵	田辺市文里二丁目 32番7号			○		株式会社中川	田辺市文里二丁目 32番7号

和歌山県告示第773号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成29年6月12日から同年9月19日まで
- 3 作業地域 有田川及び日高川

和歌山県告示第774号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3390	西牟婁郡上富田町岩田字大 坊1500番20の一部	西牟婁郡上富田町朝来2551 番地の6 有限会社協和ブロック 代表取締役 愛須浩行	平成 29.6.6	4.00	30.97

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第22号

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第5条第4項において読み替えて準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第3項の規定により、緊急禁止命令等を受けた者の所在が判明しない場合における同条第1項の規定による通知を、その者の氏名、意見の聴取の期日及び場所、意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地並びに同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも交付する旨を行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行う場合の当該掲示場を次のとおり定める。

平成12年和歌山県公安委員会告示第56号（ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく書面交付等の掲示をする行政庁の事務所の掲示場）は、廃止する。

平成29年6月16日

和歌山県公安委員会委員長 大桑 埴 嗣

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部庁舎前

和歌山県公安委員会告示第23号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）第11条の規定により、意見の聴取の期日における審理を公開することを相当と認めたときの当該意見の聴取の期日及び場所を公示する行政庁の事務所の掲示板の設置場所を次のとおり定める。

平成12年和歌山県公安委員会告示第57号（ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見聴取の期日等の公示をする掲示板の設置場所）は、廃止する。

平成29年6月16日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部庁舎前